

# 地方からの提案個票

## <各府省第1次回答まで>

通番	ヒアリング事項	ページ
45	農用地利用配分計画・農用地利用集積等促進計画に係る都道府県知事の認可に係る事務負担の軽減	1
37	新型インフルエンザ等対策都道府県行動計画の軽微な改定に係る手続の簡素化	4
67	医療計画と関係計画との統廃合等	5
39	都道府県等食品衛生監視指導計画の計画期間の見直し及び計画策定後の国への報告の省略	9
29	土地利用基本計画の策定義務の廃止等	13
46	工業団地造成事業に関する都市計画及び事業計画の変更等に関する規制緩和	17
22	総合保養地域整備基本構想に係る主務大臣協議の廃止	21
34	地方スポーツ推進計画の廃止	23
60	文化財保存活用地域計画の策定に係る記載事項の簡素化	25

## 令和4年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

農林水産省 第1次回答

管理番号

202

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

02\_農業・農地

提案事項(事項名)

農用地利用配分計画・農用地利用集積等促進計画に係る都道府県知事の認可に係る事務負担の軽減

提案団体

岐阜県、高知県

制度の所管・関係府省

農林水産省

求める措置の具体的内容

農用地利用配分計画又は農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律(令和4年法律第56号。以下「改正法」という。)施行後の農用地利用集積等促進計画に係る都道府県知事の認可について、新規に権利設定を行う場合と既存の権利を更新する場合とで認可要件や添付書類を別に規定し、更新の場合の認可要件を緩和するとともに添付書類を削減することにより、都道府県知事の認可に係る事務負担を軽減することを求める。

具体的な支障事例

## 【現行制度について】

農地中間管理事業の推進に関する法律(以下「機構法」という。)第18条第1項に基づき農地の賃借権の設定等を行う場合、都道府県知事は、農地中間管理機構(以下「機構」という。)が作成した農用地利用配分計画を認可することとなっている。

## 【生じている支障】

農用地利用配分計画の認可については、新規に権利設定を行う場合と既存の権利を更新する場合とで区別がないため、更新の場合には本来確認が必要な要件は限られているにもかかわらず、全ての要件につき確認作業が生じ、事務が煩雑となっている。例えば、受け手が耕作又は養畜の事業に必要な農作業に常時従事すると認められることを求める要件(機構法第18条第5項第3号)は、更新の場合には当然に満たすものと考えられることから、改めて確認を行う必要はないと考える。

また、認可申請に係る添付書類については、同一の者に再度の権利設定を行う場合にはその者に係る一部の書類の省略が認められている(農地中間管理事業の推進に関する法律施行規則第12条第3項)ものの、更新と新規の場合とで区別がないことから、当県では、やむを得ず、実務上添付書類を省略せずに提出を求めざるを得ないと判断しており、事務の煩雑につながっている。

特に、農地の貸付期間を原則10年として設定していることから、平成26年度の制度開始から10年を迎えて以降は、現状の新規権利設定事務に加え、今後、既存の権利更新のための農用地利用配分計画の認可申請が急増し、年によっては現在の約2倍の件数となることが見込まれており、事務負担がさらに増大すると考えられる。

## (参考)【当県の場合】

平成26年度～令和3年度(8年間)貸付け農地実績 72,561筆(平均9,070筆/年)

令和4年度から予想される新規契約の農地筆数 平均8,000筆/年・①

令和4年度から予想される契約更新の農地筆数 平均10,000筆/年・②

合計[①+②] 平均18,000筆/年(最大20,433筆/R7)

## 【改正法による制度改正について】

改正法の施行後においては、農用地利用配分計画は農用地利用集積計画と統合され、農用地利用集積等促進計画となる。都道府県知事は、機構が作成した農用地利用集積等促進計画を認可することとなるが、農用地

利用集積等促進計画についても、引き続き新規・更新の区別はなく、更新の場合であっても全ての項目及び添付書類の作成や確認作業が生じる状態には変わらないため、事務の煩雑さは改善されない。

#### 制度改正による効果（提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等）

都道府県知事の認可に係る事務負担が軽減される。併せて、機構の農用地利用配分計画（改正法では農用地利用集積等推進計画）の作成の簡素化につながり事務負担の軽減や迅速な事務処理が可能となる。また、農地集積に係る推進活動や、同計画の新規分の認可に係る確認作業に時間を割くことができ、担い手への農地集積の進展等が期待される。

#### 根拠法令等

農地中間管理事業の推進に関する法律第 18 条第 1 項、同条第 5 項第 3 号、同項第 4 号、同項第 5 号、同項第 6 号

農地中間管理事業の推進に関する法律施行規則第 12 条第 2 項、同条第 3 項

農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律（令和 4 年法律第 56 号）施行後の農地中間管理事業の推進に関する法律第 18 条第 1 項、同条第 5 項第 2 号、同項第 3 号、同項第 5 号、同項第 6 号

#### 追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

宮城県、白鷹町、群馬県、川崎市、長野県、関ヶ原町、静岡県、豊橋市、兵庫県、徳島県、宮崎県

○農地中間管理事業は、集積された複数の地権者が所有する農地を担い手が一括して集約利用できることから、経営効率化を図る上で有効であり、当県においても年 1,000 ヘクタールを目標に、本事業による担い手への農地集積を推進しているところである。しかし、本事業は、利害関係人への意見聴取や知事への協議等の法定手続きを要し作成書類も多く、農業経営基盤強化促進法に基づく利用権設定の場合と比較すると事務負担が大きいことが課題である。令和元年 5 月の法改正により、契約時の一部の事務が簡素化され、作成書類の削減が図られたものの、現行法では更新時に、初回契約時と同様の契約内容であっても新規契約と同等の事務手続が必要となることから、今後、新規集積の契約事務と並行して更新事務の負担増大が予測され、新規集積の推進に支障を来すことが懸念される。

○現状では、中間管理事業による貸借面積 3,965ha、市町村における利用権設定面積 24,585ha と 6.2 倍になっている。令和 3 年度単年度の中間管理事業による貸借面積が 588ha、市町村における利用権設定がなくなり、農用地利用等促進計画に統合されると、単純計算で  $588\text{ha} \times 6.2 \text{ 倍} = 3,645\text{ha}$  となる。更新により上乘せとなってくる面積が、令和 5 年度 22ha、令和 6 年度 138ha、令和 7 年度 417ha、令和 8 年度 486ha、令和 9 年度 955ha なので、令和 9 年度には、 $3,645\text{ha} + 955\text{ha} = 4,600\text{ha}$  を県で認可することが想定される。令和 3 年度では、588ha のうち 390ha が一括方式であるため、実質的には、198ha が県の認可になっている。

よって、令和 3 年度 198ha であった県認可が令和 9 年度には 4,600ha と 23 倍に増加することになり、現状の手続方式の延長線のまま実施することは、人員確保の面で困難である。

○当県における農地貸付期間は令和 3 年度でみると、最も多いのは 5 年、続いて 10 年であり、この 2 期間で全体の半数以上を占める。近年では本事業開始当初より取り扱い件数が年々増加しているとともに、5 年契約と 10 年契約が今後同時に更新時期を迎えるため、件数の急激な増加が予想される（これまでの 1.3～1.5 倍）。さらに、制度改正によって利用権分の事務が増加することを想定すると抜本的な事務の簡素化が必要となる。

○当県では、貸し付け期間を 5 年で設定している案件も多く、既に更新時期を迎えている。期間が満了し、再設定となる場合でも、同様の事務手続が必要となるため、現場での大きな負担となっている。

#### 各府省からの第 1 次回答

令和 4 年 5 月、「農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律」が成立したところ。本法律では、農地の将来像である目標地図を含む地域計画を法定化し、目標地図の実現に向けて、農地中間管理機構（以下「農地バンク」という。）の活用により農地の集約化等を進めていくこととしている。

具体的には、農業委員会が、農地の出し手・受け手の意向等を基に、農地バンク・農協・土地改良区等の関係機関と協議の上、目標地図の素案を作成した上で、市町村が最終的に目標地図を策定することとしている。

このように本法律の施行後、農地バンクが作成する「農用地利用集積等促進計画」（以下「促進計画」という。）は、農地バンクが主体的に権利移動を行うための計画から、目標地図に即して権利移動等を行うための計画に

衣替えすることとなる。

目標地図は、「農業を担う者」ごとに利用する農地を定め、これを地図として表示するものであり、地図の作成段階で、農業委員会等が「農業を担う者」に相応しいかどうか等を審査することになるため、従来、配分計画の作成の際に求めていた書類は大幅に簡素化する。

また、「農用地利用集積等促進計画」の認可権限について、地方自治法に基づき、都道府県条例の改正により、都道府県知事から市町村長へ移譲を進めることとしている。農水省では、改正作業が円滑に進むよう、都道府県条例の改正案のひな形を作成し、都道府県に対して提示することを考えている。

これらにより、従前の「農用地利用配分計画」と比べて、都道府県や農地バンクの事務負担は大幅に軽減されるとともに、手続のスピードアップ化が図られると考えている。

御提案の賃貸借等の更新に係る認可要件の緩和について、都道府県知事の認可は、農地バンクからの農地の受け手が、①農用地の全てを効率的に利用する、②必要な農作業に常時従事する、ことを担保するために設けており、この認可をもって農地法第3条の許可が不要となるため、これを緩和することは適当ではないと考えている。

## 令和4年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

内閣官房 第1次回答

管理番号

141

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

03\_医療・福祉

提案事項(事項名)

新型インフルエンザ等対策都道府県行動計画の軽微な改定に係る手続きの簡素化

提案団体

広島県、宮城県、広島市、愛媛県、中国地方知事会

制度の所管・関係府省

内閣官房

求める措置の具体的内容

新型インフルエンザ等対策都道府県行動計画の改定に係る事務負担を軽減するため、軽微な変更時の手続きの簡素化を求める。

具体的な支障事例

国の計画変更に伴う変更や組織改編に伴う変更など、県として独自性を出す要素がない変更や明らかに軽微な変更を行う場合があるが、特措法7条9項では、変更を行う際、感染症に関する専門的な知識を有する者その他の学識経験者の意見を(必ず)聴かなければならないこととなっているため、軽微な変更等の場合は、改定手続きを簡略化できるよう提案する。

制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)

地方自治体の計画策定に係る負担の軽減。

根拠法令等

新型インフルエンザ等対策特別措置法(平成24年法律第31号)第7条第9項

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)

栃木県、千葉県、京都府、京都市、大阪府、奈良県、徳島県、大分県

〇組織改編に伴い変更を必要とする事例が生じているが、軽微な変更等の場合は、改定手続きを簡略化できるよう求める。

各府省からの第1次回答

ご指摘のとおり、新型インフルエンザ等対策特別措置法第7条第9項に基づき、都道府県が新型インフルエンザ等対策都道府県行動計画(以下「同計画」)を改定する際には、あらかじめ感染症に関する専門的な知識を有する者その他の学識経験者の意見を聴かなければならないこととされている。  
ただし、その方法や手続き等については具体的に規定していない。したがって、都道府県行動計画の変更の内容や、都道府県の実情に応じて、感染症に関する専門的な知識を有する者その他の学識経験者への意見の聴き方を柔軟に変更することは可能である。

## 令和4年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

厚生労働省 第1次回答

管理番号

282

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

03\_医療・福祉

提案事項(事項名)

循環器病対策推進計画の廃止

提案団体

全国知事会、群馬県

制度の所管・関係府省

厚生労働省

求める措置の具体的内容

循環器病対策推進計画を廃止する。

具体的な支障事例

【現行制度について】

健康寿命の延伸等を図るための脳卒中、心臓病その他の循環器病に係る対策に関する基本法により、都道府県へ循環器病対策推進計画の策定が義務づけられている。

【支障事例】

都道府県計画の基本となる国の「循環器病対策推進基本計画」の内容は、医療計画、健康増進計画など既存の計画で大部分が対応可能であり、新たな計画策定の必要性が不明確である。

また、基本計画では国が循環器病対策全体の基盤となるデータ整備を行うことが定められているが、現在もお整備が進んでいない。

【制度改正の必要性】

令和6年度施行の第2次都道府県計画の策定を求められているが、まずは計画策定にあたり必要となるデータ整備(診療情報収集や提供体制整備)が先行すべきこと、必要な対応は既存計画でできることから、計画策定の見直しについて検討が必要と考えられる。

【支障の解決策】

循環器対策推進計画を廃止し、医療計画・健康増進計画等の既存計画に必要な項目を整備することにより、支障が解決すると考えられる。

制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)

重複する内容の複数の計画を作成する必要がなくなることにより、計画策定に係る業務の負担軽減、効率化につながる。

根拠法令等

健康寿命の延伸等を図るための脳卒中、心臓病その他の循環器病に係る対策に関する基本法第11条第1項

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)

長野県、山口県、高知県

—

## 各府省からの第1次回答

心疾患及び脳血管疾患を併せた循環器病はわが国の死亡原因の第2位となっており、国民の生命及び健康にとって重大な問題となっていることから、議員立法により制定された健康寿命の延伸等を図るための脳卒中、心臓病その他の循環器病に係る対策に関する基本法(平成30年法律第105号)では、循環器病対策を総合的かつ計画的に推進するため、各都道府県に、国で策定する循環器病対策推進基本計画を基本としつつ、当該都道府県における状況等を踏まえた都道府県循環器病対策推進計画の策定を求めているところである。

また、当該計画は、医療や予防のみならず、共生や研究といった様々な分野における循環器病に対する取組を含んでおり、こうした観点からも、ご指摘にある、主に医療提供体制の確保を目的とする医療法(昭和23年法律第205号)に基づく医療計画や、主に都道府県の住民の健康の増進の推進を目的とする健康増進法(平成14年法律第103号)に基づく都道府県健康増進計画等で全て代替することは困難と考えている。

一方、都道府県循環器病対策推進計画の策定に当たっては、健康寿命の延伸等を図るための脳卒中、心臓病その他の循環器病に係る対策に関する基本法第11条第3項において、医療計画等、循環器病対策に関連する事項を定めるその他の計画と調和が保たれたものでなければならないとしている。そのため、都道府県循環器病対策推進計画の策定過程において、医療計画等の他の計画と重複する内容がある場合については、各都道府県において、一方の計画で、他方の計画の対応する箇所を明確に示すことで、具体的な記載に代替することは差し支えない。

## 令和4年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

厚生労働省 第1次回答

管理番号

283

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

03\_医療・福祉

提案事項(事項名)

都道府県医療計画における一部の事項の策定につき、関係する計画の策定により代替可能とすること

提案団体

全国知事会、三重県

制度の所管・関係府省

厚生労働省

求める措置の具体的内容

医療計画に定めることとされているがん、脳卒中及び心筋梗塞等の心血管疾患については、都道府県がん対策推進計画及び都道府県循環器病対策推進計画の策定をもって、代替可能とする。

具体的な支障事例

当県では、国のがん対策基本法及び当県がん対策推進条例に基づき、「当県がん対策推進計画」を策定し、総合的かつ計画的ながん対策を推進している。  
また、循環器病対策基本法及び国において策定された循環器病対策推進基本計画に基づき、「当県循環器病対策推進計画」を策定し、取組を進めている。  
しかし、医療法に基づき策定している「当県医療計画」においても、記載すべき疾病として「がん」「脳卒中」「心筋梗塞等の心血管疾患」が含まれており、当県がん対策推進計画及び三重県循環器病対策推進計画に記載している内容の大部分が重複しており、同内容・同趣旨を複数の計画に記載している現状にある。

制度改正による効果（提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等）

業務の負担軽減、効率化につながる。

根拠法令等

医療法第30条の4第2項第4号、医療法施行規則第30条の28、がん対策基本法第12条第1項、循環器病対策基本法第11条第1項

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

栃木県、長野県、滋賀県、徳島県、福岡県

○当県においても医療計画の各疾病分野と各疾病計画の記載内容は重複部分が多く、整合を図りながら個別に策定しており、大きな負担となっている。  
医療計画策定指針に示され、保健医療計画に掲載する内容を、各疾病計画にも同様に盛り込み、保健医療計画の一部として位置づけることが可能となれば、業務負担減が見込めるものとする。  
○当県でも、国のがん対策基本法及び当県がん対策推進条例に基づき、「当県がん対策推進計画」を策定し、総合的かつ計画的ながん対策を推進している。  
また、循環器病対策基本法及び国において策定された循環器病対策推進基本計画に基づき、「当県循環器病対策推進計画」を策定し、取組を進めている。



そして、医療法に基づき策定している「当県保健医療計画」においても、記載すべき疾病として「がん」「脳卒中」「心筋梗塞等の心血管疾患」が含まれており、内容の大部分が重複しており、同内容・同趣旨を複数の計画に記載している現状にある。

#### 各府省からの第1次回答

医療計画を定めるに当たっては、「医療計画について」(平成29年3月31日付け医政発0331第57号厚生労働省医政局長通知)において、医療計画の策定に当たっては、他の法律の規定による計画であって医療の確保に関する事項を定めるものとの調和が保たれるようにすることとしており、がん対策基本法(平成18年法律第98号)第12条第2項及び健康寿命の延伸等を図るための脳卒中、心臓病その他の循環器病に係る対策に関する基本法(平成30年法律第105号)第11条第3項においても、都道府県がん対策推進計画及び都道府県循環器病対策推進計画が医療計画において定めるものと調和が保たれたものでなければならないとしている。都道府県がん対策推進計画及び都道府県循環器病対策推進計画に、医療計画に記載すべき事項と同様の内容を記載することが定められている場合には、医療計画上で、これらの計画の対応する箇所を明確に示すことで、具体的な記載に代替することとしても差し支えない。

## 令和4年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

消費者庁、厚生労働省 第1次回答

管理番号

173

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

06\_環境・衛生

## 提案事項(事項名)

都道府県等食品衛生監視指導計画の計画期間の見直し

## 提案団体

京都市

## 制度の所管・関係府省

消費者庁、厚生労働省

## 求める措置の具体的内容

関係法令等により毎年度の策定が義務付けられている「都道府県等食品衛生監視指導計画」の計画期間について、各地方の自主的な判断に委ねる等の見直しを求める。

## 具体的な支障事例

食品衛生法において、「都道府県等食品衛生監視指導計画」の内容は、「当該都道府県等の区域における食品等事業者の施設の設置の状況、食品衛生上の危害の発生の状況その他の地域の実情を勘案して定められなければならない」と定められている。

他方、同法では、同計画について、毎年度の策定を求める非常に短いサイクルでの計画見直しとなっており、施策効果の検証や地域の実情を勘案する時間を十分に確保することができず、また、計画策定に係る業務負担が過大なものとなっており、実際の監視指導に注力する時間が削がれている。

## 制度改正による効果（提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等）

施策効果の検証の時間を十分に確保することが可能になり、より実効性の伴う計画策定が期待されるとともに、業務負担の軽減に伴い、各自治体の担当者が実際の監視指導により注力することができるようになる。

## 根拠法令等

食品衛生法第24条第1項、食品衛生法に基づく都道府県等食品衛生監視指導計画に関する命令(平成21年8月28日内閣府・厚生労働省第7号:最終改正・令和3年5月31日内閣府厚生労働省令第4号)第1条第1項

## 追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

宮城県、水戸市、千代田区、川崎市、相模原市、名古屋市、寝屋川市、広島市、福岡県、熊本市、大分県、那覇市

○現在は毎年度の策定が義務付けられているため、施策効果の検証や地域の実情を勘案する時間が不十分である上に、本来の監視指導が計画策定業務負担の影響で十分に行えていない可能性がある。  
○食品衛生監視指導計画については、毎年度の策定は不要と考えるが、計画変更の有無に関する毎年の見直しは必要と考える。当県では前年度の違反状況や食中毒発生状況を踏まえ、次年度の計画に反映するようにしている。

## 各府省からの第1次回答

食品衛生監視指導計画は、平成15年の食品衛生法改正時に、食品の生産・製造・加工の技術の高度化、食品流通の広域化等に伴う多様な食品安全の問題に対応するため、国が営業の業種ごとに政令で定めていた一律的な監視回数等の仕組みを廃止した上で、国が定める指針に基づき、地域の実情を踏まえ、都道府県等が年度ごとに当該地域における食品や施設等の監視指導の計画を策定し、当該計画に従った監視指導を行うこととするために規定されたものである。

大規模・広域食中毒の発生等によって明らかとなった新たな課題への速やかな対応が求められるとともに、平成30年の食品衛生法改正で義務化されたHACCPに沿った衛生管理や食品表示法に基づく食品表示基準の改定内容に関する事業者の定着状況に応じた指導方針の決定が求められ、さらに、飲食店等の入れ替わりの頻度を勘案すれば、毎年度の計画策定は必須であると考えられる。

また、平成15年の食品衛生法改正において、食品安全行政にリスク分析の理念が導入された。このうち、リスクコミュニケーションについては、食品安全基本法第13条において規定されるとともに、その具体的内容について、食品衛生法上でも規定がなされているが、食品は国民の生活及び健康に密接な関わりを有し、かつ、食中毒は生命の危機に直結するものであることから、リスク管理を実施する上でリスクコミュニケーションの実施を図ることは極めて重要である。そのため、食品の安全性の確保に関する施策の策定に当たっては、広く住民の意見を求めた上で、当該施策の策定にその意見を反映し、食品安全確保体制を充実させることが重要であると考えており、計画の策定、変更時に広く住民の意見を求める手続は必須であると考えられる。

なお、食品流通が広域化し、各都道府県の区域を越えて食中毒が発生することもあることから、製造業に係る監視指導は法定受託事務と位置づけた上で、国が一元的に実施状況等を把握しているところであり、計画が国の指針に基づき適切に策定されているか、また、助言等が必要であるかを確認するため、国に対する計画の報告を省略することは困難と考えている。ただし、国への報告については、メールでの提出も可能であり、また、報告の方法(様式等)、文書での報告の場合の公印の省略等については、各自治体の定めに従って対応することが可能であるため、このことについて改めて周知を図ることとする。

## 令和4年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

消費者庁、厚生労働省 第1次回答

管理番号

258

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

06\_環境・衛生

## 提案事項(事項名)

食品衛生監視指導計画の弾力化及び毎年度の策定を不要とし策定後の国への報告を省略可能とすること

## 提案団体

神戸市

## 制度の所管・関係府省

消費者庁、厚生労働省

## 求める措置の具体的内容

食品衛生監視指導計画の策定に係る弾力的な運用を行うこと、また、計画に特に変更がない場合は、毎年度の策定は不要とし、策定後の国への報告を省略すること。

## 具体的な支障事例

食品衛生監視指導計画は都道府県等が、地域の実情を踏まえて、国内流通食品等の検査や食品等事業者の監視指導等を効果的かつ効率的に行うことを目的として、年度ごとの計画として策定するものとされている。計画に変更がない場合であっても、毎年度策定しなければならず、策定後、国に報告を求められるため、多大な事務負担が生じている。

## 制度改正による効果（提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等）

策定に係る事務負担が軽減され、事業実施に注力することができる。

## 根拠法令等

食品衛生法第24条、第70条

## 追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

宮城県、水戸市、千代田区、川崎市、相模原市、名古屋市、京都市、寝屋川市、広島市、福岡県、那覇市

○監視指導計画の厚生労働省への提出は、公印を押し、紙媒体での提出が必要とされており事務負担が生じている。消費者庁宛での提出同様に、メールでの提出、あるいは、NESFD への掲載とすることを求める。  
○食品衛生監視指導計画については、毎年度の策定は不要と考えるが、計画変更の有無に関する毎年の見直しは必要と考える。当県では前年度の違反状況や食中毒発生状況を踏まえ、次年度の計画に反映するようにしている。また、国への報告は省略可能と考える。

## 各府省からの第1次回答

食品衛生監視指導計画は、平成15年の食品衛生法改正時に、食品の生産・製造・加工の技術の高度化、食品流通の広域化等に伴う多様な食品安全の問題に対応するため、国が営業の業種ごとに政令で定めていた一律的な監視回数等の仕組みを廃止した上で、国が定める指針に基づき、地域の実情を踏まえ、都道府県等が年度ごとに当該地域における食品や施設等の監視指導の計画を策定し、当該計画に従った監視指導を行うこととす

るために規定されたものである。

大規模・広域食中毒の発生等によって明らかとなった新たな課題への速やかな対応が求められるとともに、平成 30 年の食品衛生法改正で義務化された HACCP に沿った衛生管理や食品表示法に基づく食品表示基準の改定内容に関する事業者の定着状況に応じた指導方針の決定が求められ、さらに、飲食店等の入れ替わりの頻度を勘案すれば、毎年度の計画策定は必須であると考え。

また、平成 15 年の食品衛生法改正において、食品安全行政にリスク分析の理念が導入された。このうち、リスクコミュニケーションについては、食品安全基本法第 13 条において規定されるとともに、その具体的内容について、食品衛生法上でも規定がなされているが、食品は国民の生活及び健康に密接な関わりを有し、かつ、食中毒は生命の危機に直結するものであることから、リスク管理を実施する上でリスクコミュニケーションの実施を図ることは極めて重要である。そのため、食品の安全性の確保に関する施策の策定に当たっては、広く住民の意見を求めた上で、当該施策の策定にその意見を反映し、食品安全確保体制を充実させることが重要であると考えており、計画の策定、変更時に広く住民の意見を求める手続は必須であると考え。

なお、食品流通が広域化し、各都道府県の区域を越えて食中毒が発生することもあることから、製造業に係る監視指導は法定受託事務と位置づけた上で、国が一元的に実施状況等を把握しているところであり、計画が国の指針に基づき適切に策定されているか、また、助言等が必要であるかを確認するため、国に対する計画の報告を省略することは困難と考えている。ただし、国への報告については、メールでの提出も可能であり、また、報告の方法(様式等)、文書での報告の場合の公印の省略等については、各自治体の定めに従って対応することが可能であるため、このことについて改めて周知を図ることとする。

## 令和4年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

## 国土交通省 第1次回答

管理番号

130

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

01\_土地利用(農地除く)

## 提案事項(事項名)

土地利用基本計画の策定義務の廃止

## 提案団体

広島県、全国知事会

## 制度の所管・関係府省

国土交通省

## 求める措置の具体的内容

土地利用基本計画における負担軽減のため、計画策定の義務化の廃止を求める

## 具体的な支障事例

本計画の目的とされている「土地利用の総合調整機能」については、農振法、森林法、都市計画法等の土地利用に関する個別法に基づき実質的な調整が行われており、本計画の調整機能は形式的なものとなっている。

## 制度改正による効果（提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等）

地方自治体の業務効率化

## 根拠法令等

国土利用計画法第9条

## 追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

伊勢崎市、長野県、兵庫県、奈良県、岡山県、長崎県、宮崎県

○土地規制についての個別五法(都計法、農振法、森林法、自然公園法及び自然環境保全法)による地域・区域の指定等を行う際は、土地利用基本計画にかかわらず関係課で事前協議が行われており、必ずしも土地利用基本計画が個別五法の上位計画として『総合調整機能』を発揮しているとは思われず、地方の自主性・自立性を尊重する点から、同計画の策定については、地方が選択できるようにすることも考えられる。なお、「計画図」については、一定の有用性があると考えます。

## 各府省からの第1次回答

土地利用基本計画は、個別規制法に基づく土地利用を目的とする計画では達成できない土地利用を総合調整するために導入されており、現行法制上、土地利用の総合調整を行うための措置として、法制上唯一の存在であり、その策定は必須と考える。

国土の約半数は五地域(都市、農業、森林、自然公園、自然保全)のいずれかが重複する地域であり、仮に土地利用基本計画の策定を任意制とした場合、個別規制法に基づく計画について他の施策との総合的な調整を行う場が失われ、重複する地域における土地利用の優先順位や誘導方向が示されず、土地利用の展開が滞る危険性がある。

また、影響が国の管理する施設に及ぶ場合や都道府県域を越えて広域に及ぶ場合等であって、個別法において調整されない事項について、国土交通省国土政策局を通じて都道府県から国の関係行政機関に相談することで国との調整の円滑化を図っており、任意制となればこうした調整に漏れが生じる恐れがある。

現在、国土利用計画法第9条第11項に基づき、国土交通省は都道府県の土地利用基本計画の変更に際し、関係行政機関に意見を聴き、都道府県にその意見を伝えている。年間50件ほど土地利用基本計画の変更があり、うち約7割について何かしらの意見が関係行政機関より提出されている。

## 令和4年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

国土交通省 第1次回答

管理番号	179	提案区分	B 地方に対する規制緩和	提案分野	01_土地利用(農地除く)
------	-----	------	--------------	------	---------------

## 提案事項(事項名)

国土利用計画法に定める土地利用基本計画の変更手続について、個別規制法に基づく土地利用規制変更に伴い「計画図」を変更する場合には審議会への意見聴取を不要とすること

## 提案団体

千葉県、長野県、高知県

## 制度の所管・関係府省

国土交通省

## 求める措置の具体的内容

国土利用計画法により、土地利用基本計画を変更する場合にはあらかじめ同法第38条第1項の審議会その他の合議制の機関(以下「第38条審議会」という。)の意見を聴かななければならないこととされているが、個別規制法に基づく土地利用規制の変更に伴う「計画図」の変更に限っては、審議会への意見聴取を不要とすることを求める。

## 具体的な支障事例

土地利用基本計画は、土地利用の調整等に関する事項を文章表示したもの(以下「計画書」という。)と5つの地域区分(都市地域、農業地域、森林地域、自然公園地域、自然保全地域)を5万分の1の地形図により定められたもの(以下「計画図」という。)で構成されている。

国土利用計画法第9条第10項の規定により、土地利用基本計画を定める場合には、「あらかじめ、第38条第1項の審議会の意見を聴かななければならない」とされており、第9条第14項では土地利用基本計画の変更(政令で定める軽易な変更を除く。)についても同様の扱いとされている。

「計画書」については、必要に応じて、第38条審議会への諮問手続を行い、「計画書」の変更を行うとともに、定期的に、モニタリング調査を実施し、その進捗管理に努めているところであり、現況を把握した上で土地政策全体を見直すことにより、より効果的な土地政策の実現を図るとする国土利用計画法の趣旨は担保されている。

他方で、「計画図」については、「計画書」に付随して作成される性質のものであり、「計画図」における5つの地域区分は個別規制法の定める区域と密接に関係するものであるため、個別規制法に基づく変更と一体的に変更を行うことが望ましいとされている。(国土利用計画法に基づく国土利用計画及び土地利用基本計画に係る運用指針第2章Ⅲ4(2))

個別規制法における土地利用規制の変更については、計画書策定時に第38条審議会から答申を受け策定した「計画書」に即して行われていることに加え、個別規制法に基づいて設置されている審議会等において十分に議論が行われていることから、「計画図」の変更のみに止まる場合は、土地政策全体の調整の必要性が乏しく、その都度第38条審議会へ諮問することは、形式的な事務となっている。

とりわけ、森林地域の変更(林地開発許可に伴う森林地域の縮小)に関しては、林地開発完了後、事後的に第38条審議会へ諮問する制度設計となっており、審議会に諮問する実益が失われている。

## 制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)

土地利用基本計画図の変更において、変更手続の簡素化及び円滑化が図られるとともに、第38条審議会への諮問手続に係る委員負担及び事務局負担の大幅な軽減が期待される。



## 根拠法令等

国土利用計画法第9条第10項、第14項

## 追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

宮城県、城陽市、兵庫県、岡山県、福岡県、長崎県

○森林地域の変更（1ha以上の林地開発許可に伴う森林地域の縮小）については、制度上、林地開発完了後に審議会へ諮ることとなるため、審議会の変更の是非について議論する余地がなく、審議会委員から疑義を呈されている。

○森林地域については、現況が変わってから図面変更するため、完全に後追いとなっており、審議会への意見聴取の必要性は低い。当県では、運用で林地開発許可申請直後に会長等に意見聴取し、審議会へは報告事項としている。

## 各府省からの第1次回答

「計画図」は五地域（都市、農業、森林、自然公園、自然保全）の状況を、その重複状況や周辺の土地利用、施設立地も含めて、空間的にわかりやすく地図上に示したものであり、その変更は土地利用基本計画による土地利用調整の主たる部分を占めている。実際に第38条審議会では「計画書だけでは具体のところがないのでわかりにくい」という声も出ている。

国土利用計画法第2条の基本理念にもあるように「国土の利用は、公共の福祉を優先させ、自然環境の保全を図りつつ、地域の自然的、社会的、経済的及び文化的諸条件に配慮して」行うものであることから、法の趣旨を達成するためには、「計画書」はもとより「計画図」の変更の際にも、審議会において、都道府県土の事情に詳しい有識者から、大所高所の観点から都道府県土の利用につき意見を聴取し、可能な限り土地政策に反映させたり、民意の反映に努める必要がある。

なお、第38条に基づく審議会の組織及び運営は条例制定を含め自治事務として都道府県の裁量に委ねているところであり、審議会の開催についても、既に書面による議決や審議会の長による専決も可能となっている。上記により、負担を軽減していただくなど、各都道府県の実情に即して柔軟に対応いただける仕組みとなっている。

## 令和4年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

国土交通省 第1次回答

管理番号

220

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

01\_土地利用(農地除く)

提案事項(事項名)

工業団地造成事業に関する都市計画及び事業計画の変更に関する規制緩和

提案団体

群馬県

制度の所管・関係府省

国土交通省

求める措置の具体的内容

工業団地造成事業に関する都市計画に定める事項について、「宅地の利用計画」の記載内容について、柔軟な運用ができることを提示することを求める。また、工業団地造成事業の施行の認可申請書に記載する事業計画について、事業目的や施行地区に変更がなく、道路、公園、排水等の必要な機能が確保されており、区画道路等の位置、形状の僅かな変更である場合には、事業計画の変更に係る国土交通大臣の認可を不要とすることを求める。

具体的な支障事例

## 【現行制度について】

工業団地造成事業に関する都市計画においては、都市計画法に定める事項のほか、「宅地の利用計画」などを定めることとされている。都市計画の内容を変更する必要があるときは、遅滞なく当該都市計画を変更しなければならず、原則として、都市計画を決定する際と同様、その案の公告・縦覧、関係市町村の意見聴取や都市計画審議会の審議、変更後の都市計画の告示・縦覧等の手続が必要となる。

また、都市計画事業の施行の認可申請書に記載する事業計画には、「設計の概要」を定めることとされている。都道府県が施行する都市計画事業の事業計画の内容を変更しようとする場合、省令で定める「軽易な変更」に該当しない限り、事業計画の変更について国土交通大臣の認可を受けなければならない。

## 【生じている支障】

上記のため、工業団地造成事業において、事業目的や施行地区に変更がなく、道路、公園、排水等の必要な機能も確保されているにも関わらず、宅地の利用計画の記載内容に少しでも変更があれば、都市計画の変更手続及び事業計画の変更の認可を受ける手続をしなければならない。

これらの手続は時間を要するため、工業団地造成事業において、事業用地の分譲開始の遅延や、引き合いのある企業の立地機会を逸する等の支障を生じさせている。

## 【土地区画整理事業の場合について】

他方、工業団地造成事業と同様に市街地開発事業の一である土地区画整理事業に関する都市計画においては、「宅地の利用計画」などを定めることを要していないため、事業の施行地区に変更がなければ、事業用地の面積など宅地の利用計画に変更があっても都市計画の変更は生じない。また、同事業に係る事業計画についても、土地区画整理法及び同法施行令において、事業計画の変更の認可を要さない「軽微な変更」に該当する類型が広範かつ詳細に定められているため、一定範囲内の変更であれば認可を要さない。このため、手続に時間を費やすことなく、柔軟かつ迅速な事業の施行が可能となっている。

制度改正による効果（提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等）

事業の内容の僅かな変更であれば、都市計画の変更及び事業計画の変更認可申請に係る手続の省略が可能となり、事業の迅速な施行が可能となる。また、それらの手続に係る地方公共団体職員の事務手続の負担が軽

減される。

#### 根拠法令等

都市計画法第 21 条及び第 63 条第 1 項、都市計画法施行規則第 50 条、首都圏の近郊整備地帯及び都市開発区域の整備に関する法律第 5 条第 1 項

#### 追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

ひたちなか市、前橋市、伊勢崎市、館林市

○現状、本市としては空き工業用地が不足している状況にあり、今後の市の発展と産業の活性化を図る上で、喫緊の課題となっている。その解決策である新規工業団地の造成については、工業団地造成事業による手法も、その手段の一つとして今後検討する必要がある。企業誘致においては、事業者のニーズに沿ったスピード感も必要であり、今後本市でも工業団地を造成しようとする際に、同様に事業用地の分譲開始の遅延や引き合いのある企業の立地機会を逸する等の支障を防ぐ必要があることから、当該規制緩和は有用であると考えられる。

#### 各府省からの第 1 次回答

工業団地造成事業に関する都市計画においては、都市計画法第 12 条第 2 項に定める事項のほか、首都圏の近郊整備地帯及び都市開発区域の整備に関する法律第 5 条第 1 項の規定により、「公共施設の配置及び規模」並びに「宅地の利用計画」を定めることとしている。

また、同条第 2 項第 2 号の規定に基づき、同事業を施行する区域が製造工場等の生産能率が十分に発揮されるよう適切な配置及び規模の道路、排水施設、公園又は緑地その他の施設を備えた工業団地となるように定めることとしている。

「公共施設の配置及び規模」について、都市計画として定められているもの及び本事業の都市計画と同時に定める予定のもの以外の道路に関しては、標準幅員及び配置の方針を記載することとして、都市計画決定権者において一般的に運用されていると承知しており、必ずしも個別路線毎に幅員や位置について詳細に記載する必要があるものではないと考えられる。

また、「宅地の利用計画」については、面積や比率等を記載することとして一般的に運用されていると承知しているが、「公共施設の配置及び規模」と同様に、一定の幅をもって記載することを可能としているものと考えられる。

よって、都市計画決定時の公共施設の配置及び規模として定めた内容の範囲内における、区域内の道路の位置等の変更であれば、同条第 2 項第 2 号の規定に従っていることを前提に、都市計画の変更にあたり柔軟な対応をすることが可能と考えられる。

提案者は土地区画整理事業の事業計画において認可を要さない軽易な変更が工業団地造成事業より広範に定められている旨を述べているが、土地区画整理事業は換地方式で公共施設を整備し、宅地の区画形状を整える事業であり、事業計画が認可され都市計画事業として実施する際も地区内の権利者は引き続き同じ地区内に権利を有し、施行者に収用権は付与されない。一方で、工業団地造成事業は、都市計画事業として事業を行うことで収用権が付与されるものであり、同じ市街地開発事業であるものの、認可後の地権者の財産権に与える影響が異なるなど、両事業は大きく性格が異なる。

そのため、収用権が付与される工業団地造成事業においては、事業計画の僅かな変更であっても、改めて都市計画事業の変更に係る認可を要するものである。

## 令和4年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

国土交通省 第1次回答

管理番号

221

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

01\_土地利用(農地除く)

提案事項(事項名)

工業団地造成事業による造成工場敷地の譲受人の資格要件の緩和

提案団体

群馬県

制度の所管・関係府省

国土交通省

求める措置の具体的内容

首都圏の近郊整備地帯及び都市開発区域の整備に関する法律により、造成工場敷地の譲受人の資格要件の一つとして「自ら製造工場等を経営しようとする者であること」が規定されているが、対象業種を「製造工場等」と限定していること及び「自ら」経営しようとする者に限定していることの緩和を求める。

具体的な支障事例

## 【現行制度について】

造成工場敷地の譲受人の資格要件の一つとして、「自ら製造工場等を経営しようとする者であること」が規定されている。「製造工場等」とは、製造業(物品の加工修理業を含む。)又は電気供給業若しくはガス供給業に必要な工場及びその附属施設をいうこととされている。

また、当県が国土交通省に問い合わせたところ、工業団地造成事業により造成された工業団地には少なくとも1区画は製造業又は電気供給業若しくはガス供給業に必要な工場(以下「製造工場」という。)が立地する必要があるが、全区画を附属施設に分譲することは認められない旨、附属施設とは工業団地内に立地する製造工場との一般的な取引を行う可能性がある施設である旨の回答を得ている。

## 【生じている支障】

上記のとおり資格要件が設定されているため、県の政策や企業ニーズに応じた企業誘致を十分に行うことができない。

具体的には、物流・流通業、倉庫業、情報通信業、物品賃貸業等様々な業種の企業から、製造工場以外の用途での分譲を求める要望が寄せられているが、その場合、工業団地内に立地する他の製造工場との一般的な取引を行う可能性がある附属施設である必要があると同時に、全区画を附属施設に分譲することはできないため、こうした要件を満たすことができず、断らざるを得なかったケースが複数ある。

また、当県において、データセンターの企業誘致に積極的に取り組んでいるところ、データセンター事業者はリース会社が建設した施設を賃借し、自らは資産を保有することなくデータセンターの運営のみを行う経営方式を採用することが多い。一方、造成工場敷地の譲受人は「自ら」製造工場等を経営しようとする者に限定されており、「工業団地造成事業による造成工場敷地の処分について」(平成16年3月18日国都大第71号国土交通省都市・地域整備局大都市圏整備課長通知)では、「製造工場事業者との実質的な一体性が確保されていないリース会社への造成工場敷地処分については、必ずしも製造工場の建設が担保されていないことから認められない」とされている。このため、当該工場敷地の分譲を念頭に置いたデータセンターの企業誘致に支障が生じている。

制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)

造成工場敷地の譲受人の資格要件の緩和により、造成工場敷地を多様な業種及び操業形態の企業へ分譲することが可能となり、県の政策や企業ニーズに応じた企業誘致が可能となる。

## 根拠法令等

首都圏の近郊整備地帯及び都市開発区域の整備に関する法律第2条第4項及び第22条第1号、工業団地造成事業による造成工場敷地の処分について(平成16年3月18日国都大第71号国土交通省都市・地域整備局大都市圏整備課長通知)

## 追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)

ひたちなか市、前橋市、館林市

○今後の工業用地の確保に向けて、地域の実状にあった柔軟な企業誘致が求められるところであることから、当該資格要件の緩和は当市においても必要になると考えられる。

## 各府省からの第1次回答

本制度は、首都圏または近畿圏の建設とその秩序ある発展に寄与するため、近郊整備地帯及び都市開発区域を工業都市等として発展させることを目的としたものである。

このため、工業団地造成事業を都市計画事業として施行できるものとし、特例を講じる一方で、造成工場敷地の譲受人の要件として「自ら製造工場等を経営しようとする者」を位置づけ、工業都市の形成促進を図っているものである。更にこの法律では、「製造工場等」とは製造業(物品の加工修理業を含む。)又は電気供給業若しくはガス供給業に必要な工場及びその附属施設と定義されている。

なお、「工業団地造成事業による造成工場敷地の処分について」(平成16年3月18日国都大第71号国土交通省都市・地域整備局大都市圏整備課長通知)において記載される製造工場等の付随業務に、データセンターが該当すると判断される場合であれば、現行制度上においても整備は可能と考えており、第三者が自ら経営者として付随業務を行おうとする者であれば、自ら製造工場等を経営しようとする者に該当する。

また、製造工場等の事業者との一体性が認められる場合であれば、現行制度上においてもリース会社への処分は可能と考えている。

## 令和4年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

総務省、農林水産省、経済産業省、国土交通省 第1次回答

管理番号

5

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

11\_その他

提案事項(事項名)

総合保養地域整備基本構想に関する主務大臣協議の廃止等

提案団体

鳥取県、兵庫県、和歌山県、全国知事会

制度の所管・関係府省

総務省、農林水産省、経済産業省、国土交通省

求める措置の具体的内容

総合保養地域整備基本構想について、主務大臣への協議を廃止する等、廃止手続きを簡素化する。

具体的な支障事例

平成31年1月末現在で29道府県で30の基本構想が策定されているが、全国的に休止状態となっているものが多い。そのため、多くの道府県が基本計画の廃止や見直しを検討しているが、廃止等に当たっては、政策評価を行った上での主務大臣への同意付き協議を行う必要があり、手続きが進んでいない。

制度改正による効果（提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等）

業務の負担軽減、効率化につながる。

根拠法令等

総合保養地域整備法第6条

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

宮城県、岡山県、福岡県

—

各府省からの第1次回答

総合保養地域整備法は、ゆとりある国民生活のための利便の実現、総合保養地域及びその周辺地域の振興を目的に昭和62年に制定されている。

同法では、都道府県は関係市町村に協議した上で基本構想を作成することとされている。また、基本構想について、主務大臣（総務大臣、農林水産大臣、経済産業大臣及び国土交通大臣）に協議し、同意を得ることができるとされているが、現在の基本構想は全て主務大臣の同意を得ているところ。

市町村や主務大臣の同意を得られた基本構想の廃止にあたっては、

- ・適切な政策評価が実施されているか、関係市町村や民間事業者等との調整が十分に行われているか等の廃止に至るまでのプロセス

- ・都市計画や農業振興地域整備計画に基づく地区指定への影響や、廃止後の環境への配慮をどのように行うか等基本構想廃止の影響

を確認するため審査が必要である。

このため、政策評価を行った上での主務大臣協議は必要な手続きと考えている。なお、現在までに12の基本構想が主務大臣の同意を得て廃止されている。

## 令和4年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

文部科学省 第1次回答

管理番号

137

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

05\_教育・文化

提案事項(事項名)

地方スポーツ推進計画の廃止

提案団体

広島県、全国知事会

制度の所管・関係府省

文部科学省

求める措置の具体的内容

地方スポーツ推進計画の策定における負担軽減のため、計画策定に係る規定の廃止を求める

具体的な支障事例

スポーツ基本法第10条では、地方スポーツ推進計画について「地方の実情に即したスポーツの推進に関する計画を定めるよう努めるものとする」とされている。

一方、平成30年10月23日付けスポーツ庁次長通知(30ス庁第464号)によると、「『地方スポーツ推進計画』を策定していない市区町村が相当数に上っていることから、都道府県においては、当該市区町村に対して積極的な対応を促すこと」とされており、実質的に計画策定を義務付ける規定となっている。

制度改正による効果（提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等）

地方自治体の業務効率化

根拠法令等

スポーツ基本法第10条

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

茨城県、寝屋川市、高知県、五島市

—

各府省からの第1次回答

スポーツ基本法は超党派の議員立法により成立したものであり、国、地方公共団体、スポーツ団体、民間事業者等に共通する基本理念(第2条)や、関係者相互の連携・協働(第7条)について定めている。

地方スポーツ推進計画は、その地方の実情に即したスポーツの推進を図るためのものであり(第10条)、独立した行政分野のまとめりであるスポーツ行政について、計画的な行政を遂行する上で基盤となるものである。また、国の計画を参酌した計画策定の努力義務は、教育基本法に基づく地方の教育振興基本計画や文化芸術基本法に基づく地方文化芸術推進基本計画と同様である。

スポーツ庁は、国としてスポーツに関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する立場から(スポーツ基本法第3条)、各地方公共団体に対し地方スポーツ推進計画に関する適切な対応を求めているが、計画の



内容や策定手続について遵守すべきルール等を設けているわけではない。

計画策定に関する負担軽減については、令和4年度からの第3期スポーツ基本計画において、「地方スポーツ推進計画を改定・策定するに当たっては、第3期計画の記載事項を形式的に全て踏まえる必要はなく、各地域が有するスポーツ資源等を十分に踏まえた上で、各地域における課題解決等に「スポーツの力」がどのように寄与できるのかを検討した上で、各地域の実情に応じた地方スポーツ推進計画となることが望ましい」「市区町村が地方スポーツ推進計画を策定する際には、近隣の地方公共団体と協力しながら策定することも含めて、各地域の実情に応じて適切に判断されることが望ましい」(本文78ページ)と記載しており、現状でも地方公共団体の負担に一定の配慮している。

ただし、既に一部の地方公共団体において実例があるとおり、現行法は必ずしも形式上スポーツ単独での計画策定を義務付けるものではないと解されることから、今回の提案を踏まえ、市町村等に対し、単独のスポーツ推進計画ではなく、地方公共団体の総合計画等においてスポーツ行政を位置付けることを含め、地域の実情に応じたより負担の少ない計画の策定方法等について、通知の発出等により周知することとしたい。

## 令和4年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

文部科学省 第1次回答

管理番号

266

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

05\_教育・文化

提案事項(事項名)

文化財保存活用地域計画の策定に係る記載事項の簡素化

提案団体

神戸市

制度の所管・関係府省

文部科学省

求める措置の具体的内容

文化財保存活用地域計画の策定にあたっては、地方自治体の実情に合わせ、計画の構成などについて独自性を持つことを弾力的に認めること

具体的な支障事例

文化財保存活用地域計画の策定は一部の補助金の優遇措置などの要件とされており、策定にあたっては文化庁長官に認定を受ける必要がある。  
文化庁長官の認定を前提としているため、作成について市の裁量権が低い。また認定にあたっては、国の文化審議会に諮る必要があり、文化庁からの指導に伴う内容修正等の調整事項が多く、多大な事務負担が生じている。  
法第183条の3第2項第1号関係に定められた市の概要及文化財の概要については、市域の大小で事務量が左右する。同様に、文化財の措置に関する取りまとめなどの業務についても、指定都市などは、関係する部署が多くなるため煩雑になる。  
市の方針として計画の見直しやスリム化が求められている。しかし、計画を認定させるためには、法に規定する内容を満たした計画を作成する必要があるため、両者に齟齬が生じている。  
意見聴取のための協議会の運営に関する事務が発生した。  
措置の具体的な記載について、市の予算措置などとの関係があり、記載に苦慮する。

制度改正による効果（提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等）

策定に係る事務負担が軽減され、事業実施に注力することができる。地域の実情に応じた効果的な内容とすることができる。

根拠法令等

文化財保護法(昭和25年法律第214号)第183条の3、第153条第2項第26号

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

高崎市、相模原市、名古屋市、豊橋市、寝屋川市、香川県、熊本市

—

## 各府省からの第1次回答

文化財保存活用地域計画は、市町村における文化財の保存と活用に関する総合的な法定計画であり、地域の実情を踏まえた独自性のある計画作成を趣旨としている。法定の記載事項は、文化財保護法第183条の3第2項各号に掲げる事項であるが、計画について文化庁長官の認定を受ける場合には、法律上の特例措置が講じられるため、同条第5項各号に掲げる基準を満たす計画とすることを求めている。

文化庁では、地域の実情を踏まえた適切な計画作成が円滑となるように、「文化財保護法に基づく文化財保存活用大綱・文化財保存活用地域計画・保存活用計画の策定等に関する指針」を参考として作成し、公表している。